

平成29年 第1回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成29年2月24日 開会

平成29年2月24日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。

誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基

目 次

平成29年2月24日（金曜日）第1号

○議事日程及び会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○出席説明員	1 頁
○出席説明員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	2 頁
○管理者の挨拶	2 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 会期の決定	3 頁
○日程第3 諸般の報告	3 頁
○日程第4 管理者の行政報告	3 頁
○日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	4 頁
○日程第6 議案第3号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	6 頁
○日程第7 議案第1号 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	15 頁
○日程第8 議案第4号 積立金の処分について	18 頁
○日程第9 議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	18 頁
○日程第10 閉会中の正副議長、議員の出張承認について	33 頁
○閉会の議決	33 頁
○閉会宣告	34 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	2月24日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	2月24日	原案可決
3	平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	2月24日	原案可決
4	積立金の処分について	2月24日	原案可決
5	平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月24日	原案可決

平成29年 第1回 定例会

平成29年2月24日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第7 議案第1号 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
日程第8 議案第4号 積立金の処分について
日程第9 議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
日程第10 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	堺 繁光（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	福嶋 克彦（木古内町）
	5番	成澤 五郎（知内町）		6番	花田 勇（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎出席説明員（18名）

管 理 者	鳴海 清春	副 管 理 者	高木 壽
参 与	石山 英雄	参 与	大野 幸孝
参 与	大森 伊佐緒	幹 事	若佐 智弘
幹 事	網野 眞	幹 事	大野 泰
監 査 委 員	本庄屋 誠	会 計 管 理 者	西田 啓晃
事 務 局 長	中島 和俊	消 防 長	高田 豊
衛生センター長	鳴海 英人	松前消防署長	鍋谷 悟
福島消防署長	中島 昌彦	知内消防署長	野戸 英二
木古内消防署長	伊藤 則幸	消防本部主幹	住吉 竜大

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

書 記	梅岡 忍	書 記	岩本 一成
書 記	鳴海 千草		

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしました。
ただいまから、平成29年第1回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第1回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、第1回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私が管理者に就任し約1年5ヶ月を経過し、この間、広域行政の運営に関して議員各位及び構成町の町民の皆様方のご理解をいただき、ストックヤードの供用開始など順調に推移していることに、改めて感謝を申し上げます。

さて、国は平成29年度予算にあたり、1億総活躍の日本をめざし、子供たちのだれもが夢に向かって頑張ることができる未来を切り開くとしてございます。

こうした中、地方創生が3年目を迎え、地方の創意工夫と成果、結果が求められてございます。

人口減少と高齢化が進む中で、各地域の補完的かつ効率的業務を担う、広域事務組合の役割が重要性をます現状において、構成町の主要な財源である地方交付税が引き続き減額されるなど、各町の財政運営は厳しい状況下にあります。当組合においては、簡素で効率的な組合運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、住民の安心・安全の確保に万全を期してまいりたいと考えてございます。

なお、昨年12月22日完成のストックヤードにつきましては、1月11日から供用を開始してございます。

今議会終了後には、し尿処理施設整備に関する特別委員会及び当施設の視察を予定してございますので、あらかじめご理解をお願いするものでございます。

さて、今般の定例会に提案申し上げております案件は、職員等の旅費に関する条例及び火災予防条例の一部改正が2件、平成28年度一般会計補正予算が1件、積立金の処分が1件、平成29年度一般会計予算が1件、計5件の議案審議をお願いするものであります。

なお、職員等の旅費に関する条例等の改正につきましては、日当及び地域区分改正に関連する5条例を一括改正、また、火災予防条例の改正については、国の火災予防条例改正に準じた内容となっております。

また、平成28年度一般会計の補正予算の内容ですが、実績精査や入札減等による減額補正が主なものとなっております。

基金の処分につきましては、平成29年度の予算に関連する議案となっております。

なお、平成29年度一般会計予算につきましては、予算総額を16億6,875万1千円と定め、対前年比で1億5,909万4千円、10.5%の伸び率となっております。

増額の主な要因は、消防費で消防施設等整備計画に基づく、各署の消防ポンプ自動車購入などによるものでございます。

議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議の上、議決くださるようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。
本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
11番 又地信也議員、1番 佐藤孝男議員を、指名いたします。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願ひます。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

議事日程第4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

平成29年渡島西部広域事務組合議会第1回定例会の開催にあたり、平成28年第3回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1 衛生関係について

小型家電リサイクルについて、1月11日にストックヤードが供用開始したことにより、小型家電の保管スペースが確保されましたので、構成町の担当課と協議の上、3月1日から各町の役場担当窓口で回収を開始することとしております。なお、リサイクルの対象となる小型家電は、パソコン、携帯電話及びデジタルカメラの三種類を予定しております。

構成町の皆様には、すでに2月1日発行の組合広報で周知を行っておりますが、今後も小型家電リサイクルの普及促進に向けて、制度の周知徹底に努めてまいります。

2 消防関係について

(1) 消防庁舎等のアスベスト緊急調査の結果について

昨年の第3回定例会における行政報告で報告いたしました松前、福島及び知内消防庁舎の煙突等のアスベスト緊急調査については、昨年11月29日から12月27日までの期間において、施設の含有調査及び空気中の濃度調査を実施いたしました。

なお、調査の内容は、三消防署の庁舎煙突内のアスベストの含有調査を行うとともに、福島及び知内消防署の敷地内空気中アスベスト粉じん濃度調査も併せて行っております。

その結果、各消防署とも庁舎煙突内にアスベストの含有が見られ、さらに、敷地内の空気中にアスベストの粉じんが存在するとの結果となりましたが、いずれも国の大気汚染防止法の基準を大きく下回る結果となっております。

各消防署においては、これらの結果を踏まえ、新年度予算において適切な対策を講ずるとともに、順次、計画的に対策を進めることとしております。

(2) 火災について

12月15日に、知内町の中ノ川地区の農家で、自然発火による牧草ロール約20個を消失する火災が発生しました。

また、12月17日には、松前町の白神地区において、白神寿の家の和室から火災が発生し、初期消火者の方1名が軽い火傷を負い救急搬送されております。なお、出火原因は、石油ストーブに誤ってガソリンを給油したことにより、ストーブの火が揮発したガソリンに引火したことによるものです。

さらに、年末の12月30日に、木古内町の釜谷地区において、専用住宅1棟と物置3棟が全焼するなどの火災が発生し、町民の方1人が犠牲になられており、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

出火原因は、石油ストーブから立ち上がった炎を消火しようと毛布をかけましたが、その毛布に火が燃え移り、消火にあたっていた住人1名が焼死、また、同居する住人1人が煙を吸い込み救急搬送されております。

管内において、年末にかけて3件の火災が発生しており、高齢化が進む中で全国的にも高齢者の方々が火災等の犠牲になっている傾向にあることから、引き続き火災予防の普及並びに啓発活動を強化し、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理しておりますので、後ほどご参照願います。

以上、簡単ですが、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を、終わります。

◎議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。提案理由の説明を求めます。

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

それでは、定例会議案と別冊で配付しております議案説明資料で説明させていただきますので、定例会議案の5ページをお願いいたします。

議案第2号、渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部改正について。
渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。
平成29年2月24日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

提案理由等を説明しますので、別冊議案説明資料の4ページをお開き願いたします。

内容につきましては、朗読し、若干の説明を加えさせていただきます。
議案第2号関係、渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部改正について。

1 提案の理由について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が公布されたことに伴い、国の火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任や、火災予防上必要な業務計画の作成と提出を義務付けるなどの改正がありましたので、当組合の火災予防条例についても、同様の改正をしようとするものです。

これは、平成25年に京都府福知山の花火大会で発生した火災を教訓に、屋外で開催する大規模な催しを主催する者に対し、自らの責任と役割を明確にするとともに、イベントの状況を消防機関が事前に把握し、適切な指導を行おうとするものであります。

2 主な改正概要について

（1）指定催しの指定（第51条の3関係）

消防長は、祭礼や花火大会その他の、多数の者が集合する屋外での催しの内、大規模な催しとして定める要件に該当するもので、露店で使う対象火気器具、ガスコンロ、ストーブ、発電機等の周囲において、火災が発生した場合に、人命又は財産に、特に重大な被害を与える恐れがあると認めたものを「指定催し」として指定することになりました。また、当該指定の際には、その内容を主催者へ通知するとともに、公示することになりました。

なお、消防長が定める大規模催しは、1日の予想人出が3万人以上、かつ、出店する露店等の数が30店以上の屋外催しであります。

この基準設定でございますが、組合管内の主な大規模催しで過去3年間を調査しまして、その中で最大規模でありました昨年の知内町サマーカーニバル、人出3万人、露店28店を参考とし設定させていただきました。

（2）屋外における催しの防火管理（第51条の4関係）

上記の指定催しの主催者は、速やかに防火担当者を定め、その者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないことを規定しました。

なお、業務計画書は、原則、催し開催日の14日前までに管轄する消防署に提出しなければなりません。

（3）罰則に関する事項（第57条第4号及び第58条関係）

改正後の火災予防条例第51条の4の規定により、火災予防上必要な業務計画書を提出しなかった者に対し、罰則を適用することになりました。

なお、罰則の適用は、業務計画書を提出しなかった者のほか、その催しの主催が法人等であった場合は、その法人等に対しても同じ刑を科することになりました。

この罰則規定の制定は、消防庁が法務省刑事局と協議をしてのものです。当組合の条例に罰則規定を設けるにあたり、函館地方検察庁と協議を行い、平成29年1月31日付けで「罰則適用の観点から問題はない。」旨の回答を得たものでございます。

3 施行期日について

（1）この条例は、平成29年4月1日から施行します。

(2)この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、火災予防条例第51条の3及び第51条の4の規定は適用しない経過措置を講じるものであります。

以上、議案第2号の提案理由の説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りします。
議案第2号を決することに賛成の方は、起立を願ひます。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎議案第3号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第3号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島 和俊）

それでは、議案の9ページをお願いします。

議案第3号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)

平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,643万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ15億9,539万4千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月24日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

まずは、補正の主な内容について、説明いたします。

歳出は、ストックヤードの建設や消防関係施設及び車輛購入に係る入札減、また、年度末に向けた実績精査による予算整理であります。

歳入は、し尿処理手数料や浄化槽汚泥処理手数料、物品売払収入等の実績による増減、また、各種入札減に伴う国庫補助金や基金繰入金の減額、歳出総額減額に伴う構成町負担金整理であります。

それでは、歳出から説明します。

26 ページをお願いいたします。

補正内容は、10 万円以上の主な増減のあった節を中心に説明いたします。

ご了解ください。

1 款議会費、項及び目同じで、32 万 4 千円の減額です。

1 節報酬 17 万 1 千円の減、また、9 節旅費 12 万 3 千円の減は、3 回予定していた調査特別委員会を本会議同日開催としたことによる報酬と費用弁償等の減によるものでございます。

次 27 ページです。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目事務局費 72 万 4 千円の減額です。

9 節旅費 13 万 2 千円の減は、札幌出張見合わせ等による減、また、18 節備品購入費 51 万 4 千円の減は、コピー機等購入に係るの入札減によるものでございます。

28 ページです。

2 項監査委員費、1 目同じで 18 万円の減額です。

9 節旅費 13 万 6 千円の減は、出張見合せ等による普通旅費の減でございます。

29 ページです。

3 款衛生費、1 項清掃費 4,130 万 1 千円の減額です。

1 目し尿処理費 870 万 3 千円減額です。

11 節需用費 628 万 7 千円の減額は、消耗器材費等の薬品使用減による 390 万 6 千円の減、また、光熱水費で、電気の使用料減等により 235 万 2 千円の減であります。

13 節委託料 225 万 4 千円の減額のうち、し尿収集運搬業務委託料において、今年度、し尿収集見込みが 400 キロリットル減少見込みのため 200 万 7 千円の減となるものです。

30 ページです。

2 目ごみ再生処理費 326 万円の減額です。

11 節需用費 207 万 9 千円の減額は、消耗器材費等で一般消耗品実績精査による 92 万 3 千円、燃料費においてボイラー及び車輛の燃料使用料減による 41 万円、また、電気料使用減量減少による光熱水費 82 万 6 千円等の減です。

18 節備品購入費 105 万 8 千円の減額は、フォークリフト購入に係る入札減 104 万 9 千円が主なものでございます。

31 ページです。

3 目最終処分場処理費 688 万 6 千円の減額です。

11 節需用費 83 万 7 千円の減額は、消耗器材費等 46 万 6 千円、燃料費 10 万円、光熱水費 17 万 7 千円の減で、いずれも消耗品や薬品、燃料費、光熱水費の実績精査によるものでございます。

15 節工事請負費 593 万 7 千円の減額は、回転円板更新工事の入札減でございます。

32 ページです。

4 目ごみ再生処理施設費 2,245 万 2 千円の減額です。

15 節工事請負費 2,238 万 2 千円の減額は、ストックヤード建設に係る入札減でございます。

33 ページです。

4 款の消防費について、説明いたします。

1 項常備消防費 680 万 5 千円の減額です。

1 目消防本部費 23 万 9 千円の減額は、12 節役務費において、一般電話及び衛星電話料金の実績精査による 13 万円減額が主なものでございます。

34 ページです。

2 目松前消防署費 128 万 3 千円の減額です。

3 節職員手当等 67 万 9 千円の減額は、各種手当の実績精査による増減でございます。

4 節共済費 24 万 5 千円の追加です。

昨年第 3 回定例会において、標準報酬改定に伴う共済費の減額議決をしていただきましたが、積算誤りにより、15 万 2 千円の減額を 39 万 7 千円減額としたことによる追加でございます。

今後、このようなことが生じないように注意してまいりますので、よろしくお願いいたします。

9 節旅費 38 万 7 千円の減額は、台風 10 号被害で中止となった網走市での北海道消防大会や、各種研修等の実績精査によるものです。

12 節役務費 38 万 6 千円の減額は、電話料 12 万 5 千円の減、各種手数料の B 型肝炎抗体検査及びワクチン接種等 24 万 9 千円の減で、いずれも実績精査によるものでございます。

35 ページでございます。

3 目福島消防署費 134 万円の減額です。

3 節職員手当等 65 万 6 千円の減、9 節旅費 23 万 6 千円の減、12 節役務費 26 万円の減、19 節負担金、補助金及び交付金 12 万 1 千円の減は、いずれも実績精査によるものでございます。

36 ページです。

4 目知内消防署費 96 万 7 千円の減額です。

9 節旅費 30 万円の減額は、救命士講習、北海道消防大会中止、救急出動等の実績精査によるものです。

12 節役務費 13 万 5 千円の減額は、建物等保険料において、保険対象施設である無線設備がアナログからデジタルに移行する際、改めて保険適用内容の全体見直しを行った結果、生じた減額であります。

なお、当該保険適用内容の全体見直しは、松前、福島、木古内の各消防署においても実施したところでございます。

37 ページです。

5 目木古内消防署費 297 万 6 千円の減額です。

2 節給料 92 万 1 千円の減額、3 節職員手当等 72 万 9 千円の減額、4 節共済費 42 万 7 千円の減額は、年度途中で退職した職員 2 名に関連する減額と、各種手当の実績精査によるものでございます。

9 節旅費 29 万円の減額、12 節役務費 20 万 1 千円の減額、18 節備品購入費 31 万 5 千円の減額は、いずれも実績精査による減額です。

38 ページです。

2 項非常備消防費 356 万 2 千円の減額です。

1 目松前消防団費 42 万 7 千円の減額です。

1 節報酬 31 万 5 千円の減額は、団員定数に対する実人数の実績精査等で、他の消防団も同様であります。

39 ページです。

2 目福島消防団費 216 万 4 千円の減額です。

1 節報酬 35 万円の減額、9 節旅費 78 万円の減額、これは出動回数精査と北海道消防大会中止等によるものでございます。

11 節需用費 33 万円の減額は実績精査、18 節備品購入費は防火衣購入入札により 60 万 3 千円の減でございます。

40 ページです。

3 目知内消防団費 65 万 5 千円の減額です。

9 節旅費 14 万円の減額、18 節備品購入費 18 万 6 千円の減額は、貸付被服購入費の防火衣購入入札により生じた減等でございます。

41 ページです。

4 目木古内消防団費 31 万 6 千円の減額です。

1 節報酬 27 万 6 千円の減額です。

9 節旅費 13 万円の追加は、台風 10 号及び火災出動等の増加と、普通旅費減額の差引でございます。

42 ページです。

3 項消防施設費 484 万 2 千円の減額です。

1 目松前施設費 60 万 3 千円の減額は、15 節工事請負費と 18 節備品購入費における入札減によるものです。

なお、アスベスト調査経費に係る財源を、その他財源から一般財源に繰替いたしました。

同様の財源繰替は、福島消防署と知内消防署においても実施したところでございます。

43 ページです。

2 目福島施設費 48 万 4 千円の減額です。

13 節委託料 18 万 5 千円の減額は入札減、19 節負担金、補助及び交付金 25 万 6 千円の減額は、消火栓更新工事負担金の減によるものです。

44 ページです。

3 目知内施設費 228 万 1 千円の減額です。

15 節工事請負費 109 万 6 千円の減額は入札減、19 節負担金、補助及び交付金 101 万 5 千円の減額は、消火栓更新工事負担金の減、また、22 節補償、補填及び賠償金 14 万円の減額は、防火水槽新設工事に伴う実績精査でございます。

45 ページです。

4 目木古内施設費 147 万 4 千円の減額です。

15 節工事請負費 128 万円の減額は、入札減によるものです。

46 ページ、お願いします。

5 款公債費、1 項同じ、2 目利子、23 節償還金利子及び割引料 9 万 2 千円の減額は、借入実績なしによるものでございます。

47 ページです。

6 款諸支出金、3 項積立金 139 万 1 千円の追加、1 目衛生センター施設整備基金積立金 139 万 2 千円の追加は、浄化槽汚泥処理手数料において、処理数量 330 キロリットル増加見込みによるものでございます。

48 ページです。

2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 1 千円の減額です。

それでは、平成 28 年度の基金の積立の状況を説明します。

説明資料 7 ページをお願いいたします。

失礼しました 5 ページです。

まずは、上の衛生センター施設整備基金積立金を、表の左下、計欄により説明します。

平成 27 年度末の現在高は、1 億 5,776 万 8,183 円でした。

これに平成 28 年度中に、小計です、2,589 万 2,680 円を積み立て、さらに回転円板更新経費 3,024 万円を取り崩しますと、年度末の基金見込額は 1 億 5,342 万 863 円となります。

構成町ごとの基金額、財源、取崩し額の内訳は、記載のとおりでございます。

次に、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金です。

平成 27 年度末の現在高は、603 万 4,810 円でした。

これに平成 28 年度に利子と道支出金合計 191 万 7,543 円を積み立てますと、年度末の基金見込額は 795 万 2,353 円となります。

当基金は、木古内消防署の事業実施に係る財源でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明します。

議案の 14 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 4,120 万 8 千円の減額は、1 目衛生負担金 2,546 万 4 千円の減額と、15 ページの 2 目消防負担金 1,574 万 4 千円の減額の合計でございます。

各負担金の構成町ごと及び歳出科目対応分の増減については、説明欄記載のとおりです。

衛生と消防の負担金の減額合計 4,120 万 8 千円を、構成町ごとに集計しますと、松前町が 1,172 万 9 千円の減、福島町が 939 万 1 千円の減、知内町が 971 万円の減、木古内町が 1,037 万 8 千円の減でございます。

16 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 15 万 3 千円の減額です。

1 目し尿処理手数料 216 万円の減額は、実績勘案による収集量 400 キロリットルの減分です。

17 ページです。

2 目浄化槽汚泥処理手数料 139 万 2 千円の追加は、実績勘案による処理量 330 キロリットルの追加分です。

全額、衛生センター施設整備基金へ積み立ていたします。

18 ページです。

3 目ごみ処理手数料 41 万 6 千円の追加は、実績勘案による、ごみ処理量 80 トンの追加分です。

19 ページです。

4 目消防手数料 19 万 9 千円の追加は、各消防署における危険物施設等の申請の増減によるものです。

20 ページです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生施設整備補助金 752 万円の減額は、ストックヤード建設に係る入札減に対応した交付金の減であります。

21 ページです。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 千円の減額です。

22 ページです。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入、1 節同じ 130 万円の減額は、実績精査による減ではありますが、国内におけるリサイクル品数量増加に伴い、入札価格が値下がりしているための減でございます。

23 ページです。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目衛生センター施設整備基金繰入金、1 節同じ 593 万 7 千円の減額は、最終処分場回転円板更新に係る入札減によりものです。

24 ページです。

8 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目同じ、1 節預金利子 1 万 8 千円の追加です。

25 ページです。

2 項雑入、1 目同じで 33 万 8 千円の減額です。

主な内容は、内訳の下から二つ目、木古内消防署職員の住宅手当前年度分戻し入れ 18 万 6 千円と、アスベスト緊急調査に係る予備費充用の財源振り替え 60 万 5 千円の減でございます。

住宅手当の戻し入れにつきましては、木古内町の職員住宅に入居する消防職員 2 名の戻し入れ合計 36 万 2,600 円の内、平成 27 年度分の 18 万 6 千円であります。

残る 17 万 6,600 円は、今年度戻し入れとして、歳出の木古内消防署費の住宅手当減額に含まれております。

職員住宅入居職員に対する住宅手当の支給適用除外につきましては、組合条例及び木古内町を始めとする各構成町においても同様の規定をしておりますが、当該職員において、木古内町担当課からの住宅手当適用外住宅である旨の説明に対する認識不足と、木古内消防署及び事務局における申請内容及び条例規則の確認に甘さがあったものと、深く反省しております。

今後、このような事が生ずることがないように注意するとともに、この場をお借りし、皆様にお詫び申し上げます。どうもすみません。

なお、他の職員においても、同様の事例があるか調査したところ、同様の事例はございませんでした。

また、今後の事務手続きに誤解の生じないように、構成町及び他の地方公共団体の職員住宅入居職員にあっては、住宅手当の支給対象外である旨、関係規則を改正したところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

1 番佐藤孝男議員。

○1 番（佐藤孝男）

27 ページの委託料について、お伺いいたします。

1 万 5 千円のマイナスですが、ストレスチェック業務委託の内容を、ちょっと説明していただけますか。

○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

ストレスチェックにつきましては、国の方で、国の法律改正により平成 28 年 11 月まででしたか、各公共団体においてストレスのチェックをなささいという法律改正がございました。

それで当組合でも、116 名の職員に対してストレスチェック、個人が、項目数、ちょっと今忘れちゃったけども、それを自分でチェックして、それに基づいて委託会社の方でストレスがあるかどうか、ストレスがあるとしたら、この人はどの部分がストレスなんだというストレスの分析表が送られてきます。

併せて、組織その所属にあっては、その所属が抱えるストレスの比重の大きな部門というものもあってですね、それでストレスチェックをすると、それでストレスが高いという職員がいる場合は、お医者さんに専門医に受診するように指導したり、あるいは個人で受診するという内容でございます。

これが 16 万 5 千円の減額については、この当初予定していた金額を見積りの中で減になったということと、併せて、1 人当たりの医者 1 回目の受診料が 5 万 4 千円ですが、それが減額になったと、対象者がおりましたけども、受診しないという意味表示があったということですね、皆さん、職場で環境改善に努めているという結果の中での減額であるということでございます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

その外、質疑ございませんか。

○議長（溝部幸基）

11番又地議員。

○11番（又地信也）

1点、お伺いいたします。

歳出の部分で、各消防署のですね、備品購入費の中で貸付被服購入費がほとんどですね、減額になっているんですね、どこの消防署も。

その辺、当初予算でそれなりの試算をした中で予算を組んだと思うんですが、トータルすると結構な金額になるように思いますけれども、この辺、少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

まず34ページ、松前消防署費についてはですね、これは2万円という事で、内容ちょっと記入してこなかったですが、備品購入した段階で小さな減額が生じたという内容です。

それから、福島消防署費についても7千円の減額ですけれども、次の知内消防署費のですね、備品購入費35万円については、活動用備品バッテリー4台のところ1台で、3台分が減になったということで15万円、それからトランシーバーの購入で予算よりも10万円、あっ、貸付被服ですね、失礼しました。

37ページ、木古内消防署費ですね、37ページ、木古内消防署費の備品購入費貸付被服購入費、これはですね、新採用被服が退職者の方の、まだ着れるものの被服が丁度合う形になったということで、それで買わなくても良くなったという内容でございます。

それから消防団費においてですね、福島消防団費備品購入の中の603万円の貸付被服購入、あっ、60万3千円ですね、大変失礼しました。

39ページ、福島消防団費備品購入費60万3千円の減額は、防火衣40着の予定を入札したところ、予算360万円に対して276万5千円、83万5千円減になりました。その他のものの増減で60万3千円ということですよ。

それから40ページの知内消防団費においてはですね、備品購入費18万6千円になっておりますけれども、この内、貸付被服13万9千円は、当初予算、防火衣30着、予算243万円、入札で230万1千円ということで、12万9千円が、この防火衣の関係で減になったというのが入札減関係ということでございます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

その外、質疑ございませんか。

○議長（溝部幸基）

2番堺 繁光議員。

○2番（堺 繁光）

ページ数16ページの歳入の手数料、次の17ページ、それから、おそらくこれ関連されているのかなと思うんですけど、29ページ歳出の衛生費の関係なんですけども、16ページに書かれておりますのは、し尿処理の収集量が400キロリッター減で200いくらか少なくなっています。

その次、隣りにあります浄化槽ですか、浄化槽の手数料が増えているという事は、これは浄化槽を使っている人が多くなったという事なんですか、それとも人口減のためにこうなったという事でしょうか。

それと、おそらくこっちの29ページに書かれている委託料が少なくなったのも、当然、その辺の数量が変わったためかなと思ったんですけど、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

ご説明いたします。

まず16ページですね。

し尿処理手数量は、単純に、し尿の生し尿の収集量が人口減によって減ったということになります。それから浄化槽の汚泥処理手数量につきましては、その分、浄化槽汚泥の量が増えているということです。浄化槽に移行する方も、増えて来ているということです。

それから29ページの歳出につきましては、このし尿処理手数量の400キロリッター分の減少に併行してですね、委託料の収集委託料も400キロリッター分、落ちるという計算になっております。

○議長（溝部幸基）

2番塚 繁光議員。

○2番（塚 繁光）

という事は、私が今、思っていたとおりの事でよろしいという事ですよ、
（「そのとおりです。」という声あり）

はい、理解しました。

○議長（溝部幸基）

11番又地信也議員。

○11番（又地信也）

もう1点、伺います。

22ページのですよね、財産売払収入の中でのアルミプレス等売払代金が、マイナス130万円ということなんです、現状の価格、これは例えばアルミもあるしペットもあるし、それからスチールもあると、そんなふうには私は解釈しているんですけど、現況のですよね、価格をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

ご説明いたします。

まず、これアルミプレス等売払代金ということで130万円の減額なんです、一番大きいのがですね、実はペットボトルの引き取りでございます。

容器包装リサイクル協会という所に、ペットボトルを全量出しているんですが、その中でさっき中島局長が申しましたとおり、日本国内全体の全量で単価を割り出しているものですから、その部分で100万円程ですね、拠出金として組合に入る手数料が、まず減っているということです。

あと、その他のスチール類、アルミ類につきましては、例えばアルミでも、例えば汚れた缶をプレスしたものと、きれいな缶をプレスしたものでは、値段に開きがございます。

それからスチールについても同様なんです、今の売払いの中でですね、スチールについては、トン当たり3,500円程で推移しております。

それからアルミプレス、これはトン当たり4,500円、それから先程申しました汚れたスチール缶というのがトン当たり2,500円、それから汚れたアルミ缶というのがトン当たり、あっ、ちょっと待ってください、すみません、アルミプレスがトン当たり、きれいな方が4万5千円、汚れたアルミプレスが8千円というふうになっています。

それから鉄屑類につきましては、トン当たり2千円、そういった形で単価を計算しております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

その外、質疑ございませんか。

○議長（溝部幸基）

1番佐藤孝男議員。

○1番（佐藤孝男）

歳出の34ページから松前消防署の委託料、次の福島、知内もそうですが、この委託料について、病院実習等委託料って、こうありますが、これは各消防署の署員が、病院に行って何か研修っていうか、そういうやつでやるのか。

そしてマイナスになったんだけど、これは予定より実習する消防士が少なかったのかということか。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

はい、この病院実習の関係なんですけれど、これはですね、救急救命士が病院に入りまして、色々実習するわけなんですけれども、そこの部分でですね、日数も少なくなったりとかもありますし、そういう部分で減額されております。

これは、行かないという事ではございませんし、行かなかったという事でもございません。

○議長（溝部幸基）

いいですか。

1 番佐藤孝男議員。

○1 番（佐藤孝男）

この実習っていうのは、1年に何回とか1回とか、そういう決められている実習っていうか、研修に行っているのか。

それともマイナスになった点っていうか、それが件数が減ったような感じがするんだけど、その点。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

説明がまずくて、申し訳ございません。

病院実習っていうのは、ひと括りとして病院実習っていう科目で設けていますけれども、消防学校に行つてですね、色々研修を受けたりとか、その辺も含めますので、そういう部分でですね、安くなったりとかします。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 1 4 時 5 7 分

再開 1 4 時 5 8 分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

大変申し訳ありません。

この病院実習でございますけれど、主に気管挿管という科目がございます。

これ、病院で30症例をこなさなければなりません。

ただ、これミスもございますので、実際的には35症例ぐらいの予算を計上いたします。

その中で、どうしても個人差ありますので、31症例で終わる場合もありますし、きちんと30症例で終わる場合もありますので、例えば1例5千円であれば、その部分が減額になるということでございます。

余分に、余分といいますか、30症例のものを35症例くらい見ておいて、失敗分もあれば、それくらい掛かるということでございます。

よろしいでしょうか。

失敗を見込んでですねっていう言い方は変ですけど、あのこれ1例につき、病院の方では、1例について5千円とか掛かるんですけども、失敗しても1例5千円は払わなければならないです。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 1 4 時 5 8 分

再開 1 5 時 0 2 分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

質疑を続けます。

その他、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りします。

議案第3号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 15時03分

再開 15時14分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第1号 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第1号 職員等の旅費に関する条例等の一部改正を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島 和俊）

それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第1号 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成29年2月24日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

この条例は、5条からなる条例です。

内容を説明しますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

1 提案の理由について

現在の特別職及び議員、職員等の出張時の日当及び宿泊料については、平成15年度に構成町の財政健全化計画に基づき、経常経費削減を目的とした引き下げより現在に至っておりますが、現行の構成町の状況等を勘案し、日当額と宿泊料区分を改正しようとするものでございます。

2 改正しようとする条例について

次の5条例を、改正条例第1条から第5条として一括改正しようとするものです。

- ①職員等の旅費に関する条例
- ②渡島西部広域事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- ③渡島西部広域事務組合管理者等の旅費額並びその支給方法等に関する条例
- ④渡島西部広域事務組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ⑤消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

また、日当改正に関連する職員等の旅費支給規則第5条（研修等日額旅費）別表中「日帰りの場合」の日額研修旅費についても、併せて改正しようとするものでございます。

3 構成町における日当及び宿泊料の状況について

（1）日当の状況について

構成町の状況につきましては、議員及び特別職で1日2,000円から3,000円の日当、また、職員にあっては2,000円から2,200円となっております。

表の内容、記載のとおりでございます。

（2）宿泊料の状況について

宿泊料支給に係る地域区分につきましては、地域区分を設けている構成町は、松前町、福島町、知内町、また、設けていないが木古内町となっております。

地域区分中、甲地方については、松前町と福島町が人事院規則同様、東京都特別区ほか12都市、知内町は札幌市及び道外としており、その他を乙地方としております。

2ページをお願いします。

上の（）書き※印が、人事院規則の甲地方及び乙地方の状況でございます。

また、宿泊料にあっては、甲地方においては、議員及び特別職が1泊13,100円から14,800円、職員は10,400円から13,100円、乙地方では、議員及び特別職が10,500円から13,300円、職員は9,300円から10,500円となっております。

地域区分を設けていない木古内町につきましては、議員、特別職、職員とも1泊8,000円となっております。

4 改正の内容について

（1）日当額の改正について

現在の日当は、議員及び特別職、監査委員、消防団長、副団長が1日2,200円、また、職員及び団長、副団長以外の消防団員は1,700円ですが、構成町の状況を勘案し、議員等の日当は改正せず、職員及び団長等以外の団員の日当を2,000円に改正しようとするものです。

下の表のとおり、改正前1,700円、改正後2,000円、300円の値上げでございます。

（2）宿泊料の地域区分の設定について

現在の宿泊料は、甲乙地方の区別なく、議員等が1泊11,800円、職員及び団長等以外の団員は9,800円としておりますが、東京近郊等大都市部の宿泊料の高騰等、現行の宿泊料では対応出来ない場合が想定されていることから、構成町の状況を勘案し、人事院規則で定める甲地方及び乙地方区分をもって、当組合の地域区分としようとするものです。

なお、甲地方における宿泊料は、人事院が定める国家公務員の額と構成町の状況を勘案し設定、また、乙地方にあっては、現行の宿泊料を据え置きしようとするものです。

下の表の上の方、議員、管理者、副管理者、監査委員、消防団長、副団長、改正前の11,800円を乙地方の額として据え置き、甲地方、大都市部は14,800円にしようとするものです。

下の表ですが、団長等以外の団員と職員は、甲地方 13,100 円を新設して、乙地方は現行の 9,800 円という状況の据え置きでございます。

5 条例改正による影響額について

平成 29 年度当初予算に対する影響額は、次の表のとおり 49 万 3 千円でございます。

なお、平成 29 年度においては、平成 28 年度同様、東京都等甲地方への出張予定がないところから、宿泊料の影響額は生じておりません。

6 施行期日について

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行いたします。

また、経過措置として、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）に基づき、施行日前と施行日以後の 2 年度にわたる場合等の取り扱いを規定したところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 15 時 21 分

再開 15 時 23 分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終っておりますので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りします。

議案第 1 号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 1 号は可決いたしました。

◎議案第 4 号 積立金の処分について

○議長（溝部幸基）

日程第 8 議案第 4 号 積立金の処分についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、49 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 積立金の処分について

次のとおり渡島西部石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の積立金を、平成 29 年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ支消するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

- 1 支消金額 796 万 3 千円以内
- 2 支消の目的 消防ポンプ自動車購入費の財源に充当するため

当基金は、平成 25 年度より積み立てている木古内消防署事業のための基金です。

平成 29 年度、木古内消防署が計画している消防ポンプ自動車購入事業の財源とするため、積立金を処分しようとするものです。

以上で、説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りします。

議案第 4 号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 4 号は可決いたしました。

◎議案第 5 号 平成 29 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第 9 議案第 5 号 平成 29 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算を、議題といたします。

まず、審議の進め方について、お諮りいたします。

最初に、総括的な予算編成概要について説明を受け、その後に、歳出を、まず 1 款議会費と 2 款総務費、次に 3 款衛生費、続いて 4 款消防費、最後に 5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費を一括し、4 分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。

次に、歳入全般についての説明を受け質疑を行い、最後に、歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり議事を進めてまいります。

〔 提案理由、総括的予算概要 〕

○議長（溝部幸基）

最初に、総括的な予算編成の概要等の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、議案の 51 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、平成 29 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

平成 29 年度渡島西部広域事務組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 6,875 万 1 千円と定める。平成 28 年度当初予算と対比いたしますと、1 億 5,909 万 4 千円の増であります。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時金の借入れの最高額は、4 千万円と定める。

平成 29 年 2 月 24 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

平成 29 年度の予算編成は、構成町の厳しい財政運営同様、当組合においても、さらなる経費削減、効率的な事務事業を推進し、構成町住民の期待に応えることを方針としたところでございます。

歳出の主な内容は、各消防署における消防庁舎等の施設整備や消防車両等の購入、また、各部門の事務事業の推進に係る経費等でございます。

歳入は、構成町負担金と各種手数料収入、また、国庫補助金や石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の繰り入れ等でございます。

職員数は、今年度同様、115 人であります。

平成 28 年度中の退職は、松前消防署 1 人、福島消防署 1 人、木古内消防署 3 人、計 5 人であります。

また、平成 29 年度の採用は、松前消防署 1 人、福島消防署 2 人、木古内消防署 2 人、計 5 人で退職者と同数です。

特別職及び一般職の人数、給料等は、別冊 1 の予算書 68 ページに、給与費明細書として添付しております。

なお、給与費明細書の「2 一般職、(1) 総括、本年度職員数 116 人」と、ただいま説明の 115 人の差 1 人については、木古内消防署において、1 月 31 日付け退職者 1 人が急に生じたため予算調整ができなかったためのものであります。

それでは、別冊 2 の予算説明資料 1 ページを、お願いします。

1 ページから 4 ページは、平成 29 年度の歳入歳出予算総額の前年度比較表です。

歳入歳出とも、総額 1 億 5,909 万 4 千円の増です。

1 ページの歳入では、1 款分担金及び負担金が、消防施設費における大型事業の実施に伴い、構成町負担が 1 億 8,065 万 9 千円の増、また、3 款国庫支出金が知内消防署水槽付消防ポンプ自動車購入により、1,072 万 2 千円の増、6 款繰入金は、最終処分場回転円板更新事業完了と木古内消防署消防ポンプ自動車購入による繰入金の差引額 2,821 万 4 千円の減となっております。

3 ページ、お願いします。

歳出では、2 款総務費において、3 年に 1 度の退職手当の精算終了等により 2,312 万円の減、3 款衛生費で回転円板更新完了等により 2,941 万 5 千円の減、4 款消防費で、各消防署における大型事業実施に伴い 1 億 8,850 万 2 千円の増、5 款公債費において、平成 25 年度借り入れの汚泥再生処理センター建設債の償還開始等により 1,590 万 4 千円の増であります。

5 ページをお願いいたします。

予算の性質別総括表でございます。

性質別では、人件費と物件費で約 70%、款別では、衛生費と消防費で約 90%の割合を占めております。

6 ページをお願いします。

目別財源内訳及び構成町別負担金内訳表です。

特定財源は、国道補助金や各種手数料収入、基金繰入金等で 1 億 4,123 万 5 千円となっております。

なお、表中段の知内施設費の補助金は、消防ポンプ車購入に係る国庫補助金、その下、木古内施設費の補助金は、石油貯蔵施設に係る北海道交付金、その他は基金繰入金であります。

一般財源は 15 億 2,751 万 6 千円で、構成町負担金が 15 億 2,731 万 1 千円、その他利子 20 万 5 千円です。構成町別の負担金額は、記載のとおりでございます。

7 ページをお願いします。

経費別構成町負担金按分表です。

予算編成時の負担割合は、表中段の※負担率基準係数の網掛けのとおり、平成 28 年 10 月 1 日現在の住民人口と平成 27 年度の衛生センターの実績、平成 28 年度の消防費に係る基準財政需要額を用い、按分率を積算したところでございます。

8 ページをお願いします。

建設事業計画表です。

100 万円以上の建設事業及び車輛購入事業を記載しておりますが、合計 22 事業、事業予算 3 億 5,048 万 6 千円であります。

前年度と対比しますと、事業件数で 3 件の減、事業予算では 1 億 2,817 万 4 千円の増です。

9 ページから 17 ページは、事業概要の図面等でございます。

18 ページをお願いします。

平成 28 年度と平成 27 年度の衛生センター廃棄物処理の比較表です。

なお、今年度の実績数量につきましては、4 月から 12 月までの実績と、今年 1 月から 3 月までの推計の合計数値としておりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

浄化槽汚泥処理の搬入量が 40 キロリットルの減、し尿収集量は約 396 キロリットルの減、ゴミ処理量は約 56 トンの減、最終処分場処理埋め立量は約 46 トンの減という状況でございます。

19 ページをお願いいたします。

消防概況調です。

職員・団員、車両、防火水槽等は、平成 28 年 12 月 31 日現在、また、救急活動状況及び火災発生状況は、昨年 1 年間の数値です。

1 消防署員は本部職員を含み 106 人、2 消防団員は 344 人、3 救急活動は 1,314 件の出場と 1,262 人の搬送、また、ドクターヘリは 56 件の出場で 54 人の搬送です。

4 火災発生は 9 件、5 消防自動車等は 74 台、6 防火水槽及び消火栓は 598 基という状況でございます。

以上で、提案理由と予算の概要等について説明を終わります。

この後、所属長等に予算科目ごとの説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終了しました。

〔 1 款 議会費、2 款 総務費 〕

○議長（溝部幸基）

次に、1 款議会費、2 款総務費の説明を求めます。

梅岡 忍事務局総務係長。

○事務局総務係長（梅岡 忍）

事務局所管の予算は、この場で説明させていただきます。

また、予算全般の説明について、基本的には各項目の節が 10 万円以上の増減について説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは、別冊 1 の 25 ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 99 万 2 千円で、前年度より 8 千円の増額でございます。

次に 26 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費 3,683 万 6 千円で、前年度より 2,345 万 6 千円の減は退職手当組合精算費の減が主なもので、1 目事務局費は 3,683 万 6 千円で、813 万円の減額となっております。

2 節給料から 4 節共済費まで合せて 405 万 7 千円の減は、今年度の人事異動による次長職から主任職への異動に伴う人件費の減額でございます。

7 節賃金 17 万 4 千円の増は、賃金月額改定による増額です。

次に 27 ページをお願いいたします。

12 節役務費 20 万 1 千円の増で、毎月の電話料等の増額による通信運搬費の増額です。

13 節委託料 264 万 9 千円の減で、今年度に整備しました地方公会計制度整備業務委託が完了したことによる減額です。

18 節備品購入費 191 万 1 千円の減で、今年度に購入しましたカラーレーザープリンター及びカラー複合機購入費分の減額です。

次に 28 ページをお願いいたします。

0 目退職手当組合精算費は先程説明しましたが、これは 3 年に 1 度の精算につき、今年度は科目廃止となります。次回の精算年度は、平成 31 年度の予定です。

次に 29 ページをお願いいたします。

2 項監査委員費、1 目監査委員費 106 万 8 千円で、前年度より 33 万 6 千円の増額です。

9 節旅費 29 万 5 千円の増で、隔年で参加している監査委員全国研修会参加分の増額です。

以上、議会費、事務局費、退職手当組合精算費及び監査委員費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔 3 款 衛生費 〕

○議長（溝部幸基）

次に、3 款衛生費の説明を求めます。

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

それでは、3 款衛生費について説明させていただきます。

予算書の 30 ページをお開きください。

3 款衛生費、1 項清掃費は 3 億 5,950 万 9 千円で、前年比 2,941 万 5 千円の減となっております。この主なものは、最終処分場の回転円板更新工事費となっております。

1 目し尿処理費は 2 億 5,105 万 1 千円で、前年度より 375 万 3 千円の増となっております。

2 節給料は 867 万円で 12 万 5 千円の増、3 節職員手当等は 557 万 7 千円で、24 万 5 千円の増となっておりますが、職員 3 名分の定期昇給に伴う増となっております。

次に 31 ページになります。

11 節需用費 9,426 万 9 千円で 193 万 2 千円の増、消耗器材費などで 21 万 6 千円の増、残渣物等の焼却用の燃料費が 41 万 6 千円の減、各種処理設備のオーバーホールが 222 万 1 千円増、車検整備費が 11 万円の減となっております。なお、燃料費につきましては、昨年 12 月 1 日時点の単価によって推計しているものであり、その後燃料価格が引き上げられている状況であることから、年度間の補正もあるかと思われますので、お含み置きいただきたいと思います。

12 節役務費は 284 万 4 千円で 80 万 2 千円の減、ダイオキシン類の作業環境測定が、昨年の一度きりの実施で、今後は測定の必要なくなったことによる減となっております。

13 節委託料は 1 億 2,940 万 8 千円で、46 万 8 千円の減です。し尿収集量の減少による収集運搬業務委託料の減が、主な理由となっております。

18 節備品購入費は 296 万 5 千円で、283 万 3 千円の増となっております。購入後 18 年経過した連絡車、及び購入後 6 年を経過した事務用パソコン 1 台の更新による増となります。

次 32 ページをお願いします。

2 目ごみ再生処理費 8,618 万円で、前年比 315 万 3 千円の増となっております。

2 節給料、3 節職員手当、合計 387 万円で 11 万 4 千円の増は、職員 1 名の定期昇給分です。

11 節需用費 3,675 万 7 千円で 178 万円の減は、ごみ処理機械設備オーバーホールの点検設備項目の精査による減が主なものです。

次 33 ページをお願いします。

13 節委託料は 3,624 万円で、54 万 4 千円の増で、主なものは、施設の運転管理業務委託料となっております。

18 節備品購入費は 681 万 5 千円で 405 万 1 千円の増となっておりますが、ゴミ再生処理施設で使用しているタイヤショベルが、購入から 14 年が経過しオイル漏れ等の不具合が生じていることから、この度更新させていただくものです。また、し尿処理費と同様に、事務用パソコン 1 台の更新も予定しております。

19 節負担金補助及び交付金 16 万 7 千円で 15 万 7 千円の増ですが、8 年ごとに更新が必要な水道メーターの更新工事の負担金分となっております。

次の 34 ページをお願いします。

3 目最終処分場処理費 2,227 万 8 千円で前年比 3,632 万 1 千円の減で、主なものは、工事請負費で浸出水処理施設回転円板工事費の減によるものです。

11 節需用費は 906 万 8 千円で 38 万 2 千円の増ですが、消耗機材費等で 30 万 1 千円の減となっておりますが、修繕費で高圧電力開閉器の交換修理に 86 万 4 千円の支出が伴うことから、この部分が増となっております。

12 節役務費は 30 万 6 千円で 70 万 2 千円の減、これは計量器検査が隔年実施によるもので、29 年度は実施の必要がないことによるものです。

13 節委託料は 938 万 7 千円で、18 万円の増となっております。最終処分場浸出水処理施設維持管理業務委託料で 15 万 5 千円の増、除排雪作業業務委託料で 2 万 5 千円の増です。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔 4 款 消防費 〕 （ 消防本部費 ）

○議長（溝部幸基）

次に、4 款消防費の説明を求めます。

最初に、消防本部費について、高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

それでは、消防本部費について説明しますので、予算書の 36 ページをお開き願います。

4 款消防費、1 項常備消防費は 7 億 8,137 万 7 千円で、前年度より 2,489 万 3 千円の増。

1 目消防本部費は 3,647 万 2 千円で、前年度より 977 万 2 千円の増額です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 3 名分の人件費を計上しております。

9 節旅費は 19 万円の増で、隔年開催の研修会旅費の増です。

37 ページをお願いします。

11 節需用費は 16 万 1 千円の減で、車検車両の整備費減です。

13 節委託料 674 万 5 千円は、消防救急デジタル無線保守点検業務委託料の新設科目で、これは、平成 28 年度で機器保障が切れ、万が一故障した場合、即時対応するために実施するものであります。なお、消防署ごとの保守費用は、表に記載のとおりでございます。

16 節原材料費は、科目廃止です。

18 節備品購入費は 42 万 6 千円の増で、携帯電話 119 番受信転送装置の更新増です。

19 節、負担金補助及び交付金は 231 万 7 千円の増で、災害用エアートント購入負担金であります。

この件について、若干の説明させていただきます。

整備に関しましては、先の第 3 回定例会、消防施設整備計画で、平成 29 年度購入を説明させていただきましたけれども、現在エアートント整備にあたっては消防関係の補助金等適償は見当りませんので、全額一般財源での整備をお願いしたところでございます。

その後、事業実施に係る財源確保ということで渡島総合振興局に適償の調査を確認したところ、北海道地域づくり総合交付金についても、色々協議させていただきました。

その結果、同交付金は、あくまでも市町村対象で、一部事務組合は対象にならないとの見解でありましたので、「北海道地域づくり総合交付金に対する一部事務組合の適用拡充」を、管理者及び各参与の連名により、12 月 20 日付けで要望したところでございます。

ただ、要望効果が出るには時間が掛かりますので、近年多発しております特殊災害への即時対応、また、組合管内での共同利用ということ念頭に、管理者選出の福島町と協議したところ、同町が事業主体となり、北海道地域づくり総合交付金の申請をすることで了解をいただいたものでございます。

これによりまして、事業全体の予算化、交付金の申請事務等は福島町が行うことになり、整備費用は、現在の消防本部費負担割合によりまして各構成町でお願いを予定しますので、事業実施について、ご理解をお願いいたします。

なお、構成町ごとの負担金は、表に示しているとおりでございます。

それと、これから知内施設費の中で説明されますが、知内消防署の水槽付消防ポンプ自動車（水-I型）ですけれど、これも先の第3回定例会で、緊急消防援助隊の補助採択後に補正対応させて頂くことをお願いしたところがございますけれど、平成28年度の申請から、当初予算に計上されていない事業については、申請ができないとの指摘がございましたので、急遽、平成29年度の当初予算事業に計上させていただきました。

もし、現在申請している1回目の補助申請でございますけれど、これが不採択となった場合は、整備可能な期間であれば、平成29年度の追加申請で、もう一度申請したいと思います。

さらに、そこでも不採択となった場合は、車輛の艤装期間ということもありますので、平成29年度の整備は取り止めとさせていただきますして、平成30年度に再度申請をして整備に臨みたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりましたが、以上で消防本部費の予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終了しました。

（松前消防署）

○議長（溝部幸基）

次に、各消防署関連費について、最初に、鍋谷 悟松前消防署長。

○松前消防署長（鍋谷 悟）

それでは松前消防署所管の予算について説明しますので、38ページをお願いします。

2目松前消防署費2億4,346万3千円で、前年度より206万8千円の増額です。

2節給料から4節共済費までは、職員34名分の人件費です。

9節旅費は38万3千円の増で、救急救命士の気管挿管病院実習費等の増額です。

39ページをお願いいたします。

11節需用費は38万7千円の増で、消防車両のタイヤ購入による増額です。

13節委託料は43万4千円の増額で、救急救命士の病院実習料の増額です。

18節備品購入費は34万円の減で、新採用者の貸付被服の貸与減です。

40ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は31万7千円の増で、大型運転免許取得者の増です。

49ページをお願いします。

2項非常備消防費4,939万1千円で、前年度より434万5千円の減額です。

1目松前消防団費1,665万1千円で、前年度より27万9千円の増額です。

9節旅費は39万4千円の増で、これは北海道知事表彰式出席旅費と渡島大会参加者の費用弁償の増です。

11節需用費は45万8千円の増で、車検車両の増です。

50ページをお願いします。

18 節備品購入費は、71 万 6 千円の減で、消防団旗購入事業が完了したことによる減額です。
27 節公課費は、11 万 3 千円の増で、車検車両増加による重量税の増額です。
57 ページをお願いいたします。

3 項消防施設費は 3 億 641 万円で、前年度より 1 億 6,795 万 4 千円の増額です。

1 目松前施設費は 6,598 万 3 千円で、前年度より 160 万 4 千円の減額です。

11 節需用費は 45 万 8 千円の増額で、朝日地区の防火水槽進入歩道改良工事による増額です。

15 節工事請負費は 382 万 1 千円の増で、白神地区の耐震性貯水槽新設工事、館浜器具置場防火水槽の補修工事費等を計上しています。

耐震性貯水槽新設工事につきましては、別冊 2 の予算説明資料で説明しますので、予算説明資料の 10 ページをお願いします。

建設予定地は、松前町白神の国道白神橋付近で、白神駐在所跡地になります。

防火水槽の補修工事につきましては、次の 11 ページをお願いします。

補修を予定する館浜地区防火水槽は、設置後 54 年が経過し、老朽による漏水が認められることから補修工事を実施するものであります。

予算説明書の 57 ページにお戻りください。

18 節備品購入費は 633 万 1 千円の減で、小型動力ポンプ積載車と高規格救急自動車の購入を予定しております。

内容につきましては、予算説明書で説明しますので 73 ページをお願いします。

まず、小型動力ポンプ積載車ですが、購入金額は 776 万 8 千円以内、購入方法は指名競争入札及び随意契約によるものです。

74 ページには、図面を添付してございます。

次に 75 ページをお願いします。

高規格救急自動車でございます。

購入金額は 3,629 万 6 千円以内、購入方法は指名競争入札及び随意契約によるものであります。

購入事業概要は 76 ページのとおりでございます。

予算説明書の 57 ページにお戻り願います。

19 節負担金補助及び交付金は 45 万 8 千円の増で、消火栓の更新工事負担金の増額でございます。

以上で、松前消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終了しました。

（ 福島消防署 ）

○議長（溝部幸基）

次に、中島昌彦福島消防署長。

○福島消防署長（中島昌彦）

それでは、福島消防署所管の予算を説明しますので 41 ページをお願いします。

3 目福島消防署費 1 億 5,352 万 6 千円で、前年度より 332 万円の増額です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 22 名分の人件費です。

9 節旅費は 59 万 4 千円の増で、消防学校初任教育費と研修旅費の増額です。
42 ページをお願いします。

11 節需用費は 23 万 1 千円の増で、車検車輛の増です。
12 節役務費は 11 万円の増で、車検車輛の自賠責保険料及び車検代行料の増額です。
13 節委託料は 12 万 5 千円の増で、救急救命士の気管挿管病院実習料の増額です。
18 節備品購入費は 86 万 9 千円の増で、新採用者貸付被服の増額です。
43 ページ、お願いします。

19 節負担金補助及び交付金は 33 万 9 千円の増で、消防学校教材費の増額です。
51 ページをお願いします。

2 目福島消防団費 1,207 万 3 千円で、前年度より 349 万 5 千円の減額です。
9 節旅費は 19 万円の増で、北海道消防操法大会出場旅費の増額です。
52 ページをお願いします。

18 節備品購入費は 354 万 7 千円の減で、防火衣購入事業完了による減額です。
58 ページ、お願いします。

2 目福島施設費 3,981 万 6 千円で、前年度より 2,784 万 3 千円の増額です。
15 節工事請負費 3,793 万 1 千円は新設科目で、消防庁舎改修工事及び分団器具置場改築工事費等を計上しています。
工事概要については、別冊 2 予算説明資料で説明しますので、予算説明資料の 12 ページをお願いします。

消防庁舎改修工事は、屋上の防水工事と外壁の改修工事になります。
13 ページ、お願いします。

白符分団器具置場改築工事は、現在の分団器具置場を解体後、同地に木造平屋建て 24.3 m²の器具置場を建築するものです。
14 ページをお願いします。

松浦地区防火水槽改修工事ですけれども、取水口を道路敷用マンホールに改修し、スタンドパイプを取付けるものです。
予算書の 58 ページにお戻りください。

19 節負担金・補助及び交付金は 154 万円 8 千円の減で、消火栓更新工事減の負担金減額です。

以上で、福島消防署所管に関する予算説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願いします。

(知内消防署)

○議長 (溝部幸基)

次に、野戸英二知内消防署長。

○知内消防署長 (野戸英二)

それでは、知内消防署所管の予算について説明しますので 44 ページをお願いします。

4 目知内消防署費 1 億 7,270 万 2 千円で、前年度より 259 万 8 千円の増です。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 24 人分の人件費です。
45 ページをお願いします。

11 節需用費は 115 万 4 千円の減で、車検車輛の減です。
12 節役務費は 64 万 4 千円の減で、空気呼吸器等耐圧検査対象ポンベの減です。
13 節委託料は 17 万 5 千円の減で、救急救命士の気管挿管等病院実習料の減額です。
14 節使用料及び賃借料は 13 万円の増で、複写機新規リースによる増額です。
18 節備品購入費は 44 万 4 千円の増で、貸付被服購入費による増額です。
27 節公課費は 67 万 7 千円の減で、車検車輛の減少による重量税の減額です。
53 ページをお願いいたします。

3 目知内消防団費 1,133 万 1 千円で、前年度より 62 万円の減です。
9 節旅費は 58 万 5 千円の増で、消防団総合訓練大会費用弁償の増額です。
11 節需用費は 14 万 8 千円の増で、車検車輛の増額です。
14 節使用料及び賃借料は 26 万 7 千円の減で、渡島地方消防総合訓練大会が終了したことによる放送設備等借上料の減です。
18 節備品購入費は 106 万 5 千円の減で、防火衣購入事業の購入数減です。
59 ページをお願いいたします。

3 目知内施設費 8,079 万 1 千円で、前年度より 6,539 万円の増額です。
11 節需用費は 31 万円の減で、庁舎放送設備改修工事終了による減です。
15 節工事請負費は 275 万 3 千円の増で、耐震性貯水槽新設工事及び消火栓移設工事の増額です。
なお、工事概要は別冊 2 予算説明資料で説明しますので、予算説明資料の 15 ページをお願いいたします。

耐震性貯水槽の新設設置場所は、国道から中ノ川地区町道サンナス線に入る赤沼自動車板金付近に設置します。また、消火栓移設工事は図面添付しておりませんが、現在、矢越山荘に設置されている消火栓を、道路側に移設する工事です。
予算説明書の 59 ページへお戻り願います。

18 節備品購入費 6,500 万円は新設科目で、水槽付消防ポンプ自動車の購入です。この車輛は、圧縮空気泡消火装置を搭載した消防車輛であります。
内容につきましては、予算説明書で説明しますので 77 ページをお願いします。

購入金額は 6,500 万円以内、購入方法は指名競争入札及び随意契約によるものです。
なお、78 ページにはポンプ自動車の図面を添付しております。
予算説明書の 59 ページへお戻り願います。

19 節負担金補助及び交付金は 179 万 6 千円の減で、消火栓更新工事の減です。
22 節補償・補填及び賠償金は、科目廃止による減です。

以上で、知内消防署所管の予算説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(木古内消防署)

○議長 (溝部幸基)

次に、伊藤則幸木古内消防署長。

○木古内消防署長（伊藤則幸）

それでは、木古内消防署所管の予算について説明をしますので、46 ページをお願いいたします。

5 目木古内消防署費 1 億 7,521 万 4 千円で、前年度より 713 万 5 千円の増でございます。

2 節給料から 4 節共済費までは、24 分の人件費を計上しております。

47 ページをお願いいたします。

11 節需用費は 84 万 5 千円の増で、車検車輛の増です。

12 節役務費は 30 万 4 千円の増で、空気呼吸器保守点検の増額でございます。

13 節委託料は 24 万 7 千円の増で、救急救命士気管挿管病院実習等の増額でございます。

18 節備品購入費は 53 万 1 千円の増で、パーソナルコンピュータ更新による増額でございます。

19 節負担金、補助及び交付金は 26 万 4 千円の増で、大型運転免許取得者の増でございます。

48 ページをお願いいたします。

27 節公課費は 56 万 1 千円の増で、車検車輛増加による重量税の増額です。

55 ページをお願いいたします。

4 目木古内消防団費 933 万 6 千円で、前年度より 50 万 9 千円の減でございます。

9 節旅費は 13 万 1 千円の減で、北海道消防大会分の普通旅費の減でございます。

11 節需用費は 37 万 7 千円の減で、車検車輛の減でございます。

56 ページをお願いいたします。

19 節負担金補助及び交付金は 28 万 7 千円の増で、婦人消防隊連絡協議会助成金の増額でございます。

27 節公課費は、車検車両がないことによる科目廃止となっております。

60 ページをお願いいたします。

4 目木古内施設費 1 億 1,982 万円で、前年度より 7,632 万 5 千円の増でございます。

11 節需用費は 29 万 7 千円の減で、防火水槽及び消火栓維持補修費の減でございます。

13 節委託料は 125 万円の減で、消防庁舎実施設計委託料の減でございます。

15 節工事請負費は 3,467 万 8 千円の増で、消防庁舎改修工事と泉沢機械器具置場改修工事を計上しております。

両工事につきましては、別冊 2 の予算説明資料で説明いたしますので、予算説明資料の 16 ページをお願いいたします。

4 つの図面がありますが、1 から 3 は庁舎の図面でございます。工事概要は、内装改修、外装塗装、シャッター改修等でございます。4 は庁舎裏に新設する車庫図面でございます。車両 2 台の収容が可能です。

17 ページをお願いします。

この泉沢機械器具置場改修工事は、既存の機械器具置場を解体後、同地に木造平屋建て 79.49 m²の機械器具置場を、再度建築するものでございます。

予算書の 60 ページにお戻り願います。

18 節備品購入費 4,378 万 7 千円の増は消防ポンプ自動車購入で、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業でございます。

これは、平成 25 年から 4 年間の基金造成を経て、5 年目の平成 29 年度に事業実施するものでございます。

内容につきましては予算説明書を添付してございますので、予算説明書 79 ページをお願いします。

購入金額は4,399万9千円以内、購入方法は指名競争入札及び随意契約によるものです。
また、80ページには図面等を添付してございます。
60ページにお戻り願います。

19節負担金補助及び交付金は59万3千円の減で、消火栓移設工事費負担金の減額でございます。

以上で、木古内消防署所管の予算説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時、休憩します。

休憩 16時14分

再開 16時26分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

4款消防費の説明が終わっておりますので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔5款公債費、6款諸支出金、7款予備費〕

○議長（溝部幸基）

次に、5款公債費、6款諸支出金、7款予備費の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

61ページをお願いいたします。

5款公債費、1項同じで1億986万3千円、前年比1,590万4千円の増額です。

1目元金1億316万7千円、前年比1,636万6千円の増額です。

汚泥再生処理センター整備の平成25年度起債の償還開始による5,880万9千円の増と、リサイクルプラザの平成13年度起債償還終了や、平成14年度及び24年度等償還元金の減少等による差し引きでございます。
62ページです。

2目利子669万6千円、前年比46万2千円の減額です。

平成13年度起債終了や、起債償還元金の減少等による減であります。

なお、償還元金は平成25年度起債の償還開始により増加しましたが、当該起債に係る利子につきましては、平成28年度においても、ほぼ同額を計上していることから、これに係る急激な利子の増加にございません。

63ページです。

6款諸支出金、1項前年度会計剰余還付金、1目同じは、前年度同額の1千円です。

決算の消防費剰余金に対する整理科目です。

64ページです。

退職手当組合精算還付金は、科目廃止による減額です。

3年に1回の精算還付金で、次回予算計上は平成31年度であります。

65ページです。

2 項積立金 2,130 万 4 千円、前年比 1,054 万 8 千円の増額です。

1 目衛生センター施設整備基金積立金 2,129 万 4 千円、前年比 1,245 万 6 千円の増額です。

例年第 2 回定例会で補正していた地方交付税を、平成 29 年度から当初予算に計上したためでございます。基金積立ての地方交付税額は、記載のとおり 1,198 万 2 千円でございます。

66 ページです。

2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 1 万円、前年比 190 万 8 千円の減額です。

今年度は、預金利子 1 万円を基金に積み立てます。

北海道交付金 191 万円については、今年度は基金に積み立てず、直接、本年度事業の財源にあてることとしたための減額でございます。

67 ページです。

7 款予備費、項及び目同じで、前年度同額の 200 万円です。

なお、従来、予備費の財源としていた特定財源、その他（雑入）につきましては、アスベスト緊急調査の財源繰替の状況等を検討した結果、平成 29 年度から構成町負担金である一般財源に変更いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で、5 款公債費から 7 款予備費までの説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔 歳入全般 〕

○議長（溝部幸基）

次に、歳入全般についての説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

8 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 15 億 2,731 万 1 千円、前年比 1 億 8,065 万 9 千円の増額です。

1 目衛生負担金 3 億 8,675 万円、前年比 1,829 万 8 千円の増額です。

主な要因は、公債費の元利償還開始及び終了等の差し引きでございます。

1 節松前町負担金 1 億 2,805 万円、2 節福島町負担金 1 億 1,749 万 9 千円、うち地方交付税 3,914 万 2 千円、3 節知内町負担金 5,576 万 1 千円、4 節木古内町負担金 8,544 万円であります。

10 ページをお願いします。

2 目消防負担金 11 億 4,056 万 1 千円、前年比 1 億 6,236 万 1 千円の増額です。

各消防署の庁舎改修や分団器具置場等の改築、消防ポンプ自動車等の購入による増であります。

松前町負担金 3 億 4,544 万 8 千円、福島町負担金 2 億 1,871 万 5 千円、知内町負担金 2 億 6,891 万 3 千円、木古内町負担金 3 億 748 万 5 千円です。

負担金合計額 15 億 2,731 万 1 千円の構成町内訳は、松前町が 4 億 7,349 万 8 千円、前年比 294 万 5 千円の増、福島町が 3 億 3,621 万 4 千円、前年比 3,598 万円の増、知内町が 3 億 2,467 万 4 千円、前年比 5,601 万 6

千円の増、木古内町が3億9,292万5千円、前年比8,571万8千円の増でございます。

12 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1億1,644万9千円、前年比61万円の減額です。

1 目し尿処理手数料1億264万9千円、前年比135万円の減額です。

し尿収集量1万9千キロリットル、前年比250キロリットル減によるものでございます。

13 ページです。

2 目浄化槽汚泥処理手数料912万円、前年比48万円の増額です。

処理量1,900キロリットル、前年比100キロリットル増によるものです。この手数料は、衛生センター施設整備基金に積み立ていたします。

14 ページです。

3 目ごみ処理手数料442万円、前年比26万円の増額です。

処理量850トン、前年比50トン増によるものです。

15 ページです。

4 目消防手数料26万円、前年同額です。

給油取扱所完成検査や、危険物貯蔵所完成検査手数料等でございます。

16 ページです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目緊急消防援助隊設備整備費補助金1,072万2千円です。

知内消防署の水槽付消防ポンプ自動車購入事業に係る国庫補助金であります。

17 ページです。

4 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金191万円、前年度同額です。

北斗市の石油貯蔵施設に隣接する木古内消防署事業に対する交付金で、本年実施の消防ポンプ自動車購入事業の財源に充当いたします。

18 ページです。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金20万2千円、前年度とほぼ同額です。

説明欄記載の各利子は、おのおの関係する各基金に積み立てします。

19 ページです。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入400万円、前年比100万円の減額です。

アルミプレス等の売上代金が、国内リサイクル品の全体量増加により、入札価格の値下がりが続いている影響でございます。

20 ページです。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、衛生センター施設整備基金繰入金は、科目廃止でございます。

平成28年度、最終処分場回転円板更新事業終了によるものです。

21 ページです。

1 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金796万3千円です。

議案第4号、積立金の処分に係る歳入であります。

22 ページです。

7 款繰越金、1 項及び1 目同じで1千円、前年度同額、決算繰越に係る整理科目です。

23 ページです。

8 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目同じで 2 千円、前年度同額です。
組合の普通預金利子です。
24 ページをお願いします。

2 項雑入、1 目同じで 19 万 1 千円、前年比 245 万 9 千円の減額です。
予備費の財源としていた雑入 200 万円を構成町負担金としたこと、また、昨年 7 月 3 日、知内町で開催された渡島地方消防総合訓練大会開催地助成金 50 万円の減によるものでございます。

以上で、歳入全般の説明を終わります。
よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。
質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

9 番伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博）

16 ページ、知内消防署のですね、ポンプ自動車購入の国庫補助金ですが、消防長の前段の説明では、これが付かなければ、来年度に伸ばすという事で理解していいのかわかりませんか。

それともう一つ、付かないとすれば、どんな要因があって付かないのか。全国から要望が多くあって、なかなかという事なのか。その内容。

もし、それが何時の時期に判るのか。この点、お尋ねいたします。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

議員おっしゃったとおりですね、この 1,072 万 2 千円、これが補助金でございます。

それで、現在申請はしているところですけど、例年ですと 4 月の下旬から連休明けの 5 月中ぐらい、これまでには採択、不採択の連絡があります。

その後ですね、その後はちょっと時期は不安定ですけど、2 回目、3 回目の募集というのがございます。ただ、艀装の関係がございますので、だいたい 9 か月くらい艀装には期間を要します。

ですから逆算しますと、7 月くらいに入札ができて業者が決まらないと、なかなか前に進んでいきませんので、仮に 8 月に追加の募集が来てもですね、そちらはちょっと申請できないのかなと思います。

それで、これなんですけれども、今、南海トラフの関係で国でございますね、全体的に消防援助隊の増隊計画がございます。それが北海道では、24 隊増隊であります。それに則って、知内消防署のポンプ自動車、これを申請しているところであります。

ですから、平成 30 年度までの計画でありますので、この 30 年の間にですね、なんとか予算が付かないと、なかなか厳しいのかなと思っております。以上です。

○議長（溝部幸基）

伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博）

その関係があるから、7 月、8 月ぐらいが限度だということですが、これ繰越明許でできないんですか。もし遅くなって付くのであれば、お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊）

今までですね、繰越明許はしたことはないんですけど、国の補助金ですので、基本は単年度で終わるとというのが、デジタル無線もそうでしたけれど、これが基本だと思っております。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認めます。

〔歳入歳出全般〕

○議長（溝部幸基）

これより、歳入歳出全般についての質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程10 閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを、議題といたします。
お諮りいたします。

閉会中、議会において、出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する正副議長、議員については、その都度、議長において指名することにいたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

以上で、本議会の案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

◎閉会宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって、第1回定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労様でした。

(閉会 午後4時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 又 地 信 也

署名議員 佐 藤 孝 男